

チリの年金改革と移行財源問題

北野 浩一

■ 要約

チリは、公的年金制度の導入が比較的早く、そのため加入者の高齢化の進行など、制度の問題が表面化するのも早かった。これに対処するために1981年に導入された積立方式と民間年金基金運用会社による資金運用・管理を軸とした年金制度改革は、国内金融市場の発展、国内貯蓄の増加とともに、長期的な年金財政不均衡を解消した。

チリの成功に触発されて、他のラテンアメリカ諸国でも年金制度の民営化が導入されている。しかし、チリの型の賦課方式から積立方式への完全な移行は財政面での影響が大きく、部分的な導入にとどまっている国が多い。

年金財政の長期的な潜在債務解消と、移行に伴う短期的な財政負担の軽減を両立させることは困難である。年金会計上は賦課方式をとりつつ、年金給付を拠出確定型にする、確定拠出型賦課方式は、ラテンアメリカにおいても十分検討する価値がある。

■ キーワード

年金、民営化、財政政策、チリ、ラテンアメリカ

はじめに

1990年代に入り多くの国が年金制度の改革の必要性に直面するなかで、81年から公的年金制度を民間運営の基金方式に移行したチリは、年金制度改革の一つのモデルとなっている。チリでは年金制度改革によって、年金会計の長期的な安定が達成されたとともに、民営化によって金融市場の発展、国民貯蓄の向上がもたらされた、との指摘もなされる。

しかしながら、賦課方式から民営積立方式への完全移行というチリ型のモデルには、制度移行に伴う財源をどうするか、という課題がある。チリでは、主に財政引き締めによりこれを可能にしたが、民営積立型の年金を導入し始めている他のラテンアメリカ諸国にとっては、財政コストが大き過ぎるため、多くは従来の制度との混合型になって

いる。しかし、現在の年金改革は不十分なものであり、いずれ再見直しを行わざるを得ない。そのため、長期的な年金会計の安定と、低い財政コストを両立させる、何らかの代替案が必要である。

本稿では、まずチリの旧年金制度を概観し、どこに問題が生じてきたかを明らかにする。そして、賦課方式から積立方式への年金制度移行がどのような方法で行われてきたか、そしてその影響を主に財政面から分析する。さらに、他のラテンアメリカ諸国において、どのように財源問題への対処がなされているか、制度面での比較を行う。

I 旧年金制度

チリは独立前のスペイン統治下で既に公的年金制度が一部導入されていたが、独立後には軍人・公務員といった公的部門を中心として賦課方式の

公的年金制度を整えていった。今世紀に入ってから、30近くあった国営鉄道会社が、会社ごとに年金を導入していった。

これらは加入者の範囲が公共部門に限られていたが、1924年には国会においてすべての民間企業にも年金を導入することが義務付けられた。このとき設立された労働者保険基金(CSO、後にSSSと改名)は、労働者を対象として医療サービス供与や、高齢者・障害者への年金給付を目的としていた。また、翌年にはホワイトカラーを対象とした専門職基金(EMPART)、国営公務員・報道関係者基金(CANAEMPU)が設立された。いずれも積立型の基金方式をとっていたが、資金の投資先は固定名目金利の国債、不動産、およびアシエンダと呼ばれる大農園であり、29年の大恐慌によるインフレーションの影響を大きく受け、名目金利はマイナスとなり実質資産価値は約半分となった。

資産の積立不足が問題となり、1952年には大幅に年金制度が改訂された。改革の柱は、これまでの基金方式を、賦課方式に整理・統合する、というものであり、41年にサルバドル・アジェンデにより国会に提出された提案、およびイギリスのベバリッジ報告の影響を強く受けている。この制度が、その後29年間続く制度の根幹となる。

このとき導入された公的年金制度は、先進国で実施されているものほとんど変わりのないものである。しかし、1970年までに多くの問題が指摘されるようになっていた¹⁾。以下では労働者が加入するSSS、ホワイトカラーが加入するEMPART、公務員・報道関係者のCANAEMPUを主に取り上げ²⁾、旧制度の仕組みと問題点を述べる。

1. 旧制度の仕組み

旧制度の特徴は、各年金機関ごとに給付条件や保険料率が異なっていて、労働者の条件が悪く公務員が優遇されていることである。給付条件からみてゆくと、労働者の加入するSSSでは高齢年

金の資格を得るのに15年以上加入する必要があるのに対し、ホワイトカラーは勤務期間5年に対し1年以上加入すれば権利が発生するようになってい。また、公務員は30年間加入すれば早期退職年金がもらえるが、労働者は早期退職年金はない。給付額は、労働者が退職前給与の50%を基礎として、それに加入500週を超える50週ごとに1%を加えた額(勤続30年の場合退職前給与の70%給付)であるのに対し、公務員は30年間加入すれば退職前給与と同額の年金が給付された(表1)。

また、保険料の負担も労働者が大きかった。保険料率も制度ごとに異なり、それぞれ雇用者と被雇用者の支払額が決まっていた。総報酬に対する保険料である保険料率が表2に示してあるが、特に労働者が加入するSSSが21~23%、ホワイトカラーのEMPARTが24~26%と非常に高い水準となっている。その一方で主に公務員が加入するCANAEMPUは15~16%である。

2. 旧制度の問題点

旧制度は1960年代から問題が表面化していった。アレサンドリ政権(1958~1964)期には特別委員会が設けられ、基金化の議論が行われている。

その最も大きな問題は加入者の高齢化の進行が顕著であったことである。1960年には労働人口と年金受給者の比率は10.8対1であったのに対し、80年には2.2対1にまで増加している(図1)。前述のように、チリは年金制度の導入が比較的早かったために、加入者の高齢化も早かったとみられるが、社会保険料を支払っている労働者2人に対して被保険者1人という構成では、賦課方式の年金制度の存続は不可能である。先の表2にもあるように保険料率は70年代に入って増加しているが、健康保険料の支払いなども加えると、社会保障費支払いは給与の50%を超える額に達し、加入者からの批判が強まることになる。政府はこれに対し、国庫の負担を増やして対処した。表3に

表 1 旧年金制度

		SSS	CANAEMPU	EMPART
	加入者数(1980年)	139.4万人	43万人	26.4万人
	加入者率比率 (加入者/全労働人口)	44.4%	13.7%	8.4%
老 齢 年 金	給付資格	男性：65歳 女性：55歳 加入期間800週(15年強)	男女：65歳 加入期間：10年間	男女65歳 勤務期間5年に対し1年間
	給付額	退職前5年間の平均所得の50% + $\frac{\text{加入期間(週)} - 500}{50}$	過去3年間の平均所得 $\times \frac{\text{加入年数}}{30}$	退職前5年間の平均所得 $\times \frac{\text{加入年数}}{35}$
早 期 退 職 年 金	給付資格	なし	30年間加入	男性：35年間加入 女性：30年間加入 (うち25年間勤務か、20年 勤務で55歳に達した場合)
	給付額	なし	過去3年間の平均所得	退職前5年間の平均所得

出所：SAFP, 1998a, p. 22.

表 2 旧制度の保険料率*

	SSS			EMPART			CANAEMPU		
	被雇用者	雇用者	合計	被雇用者	雇用者	合計	被雇用者	雇用者	合計
1968～1973	7.25	14.25	21.50	9.00	17.00	26.00	11.00	5.00	16.00
1967～1977	7.25	15.95	23.20	9.00	17.00	26.00	11.00	5.00	16.00
1978	7.25	15.95	23.20	10.16	15.00	25.16	11.00	5.00	16.00
1979～1980	7.25	15.70	22.95	10.16	14.75	24.91	11.00	4.25	15.75

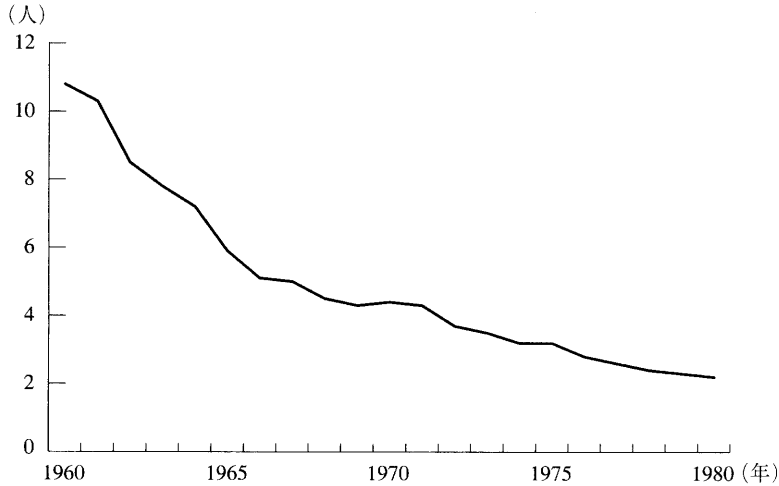
* 「保険料率」は $\frac{\text{年金支払額}}{\text{総報酬}}$

出所：Cheyre, 1991, p. 42.

示すように、年金制度全収入に占める国庫補助の割合は40%に達している。これは、GDPの3%に相当する。

年金の問題は財源だけではなく、公正の面でも表面化していた。前述のように、旧制度では給付条件、保険料は各保険機関ごとに決まっており、それは労働者に条件の悪いものとなっていた。また、1970年代にはインフレーションが進行して73

年には600%を超え、年金支給額の価値修正が重要になったが、価値修正方法も機関ごとに異なっており、SSSなど資金不足の機関は十分な価値修正を行わなかった。さらに、給付額の計算は退職前5年間の給与が基本となっているため、年功賃金を採用している大企業従業員、公務員にとって有利であった³⁾。



出所：Cheyre, 1991, p. 73

図1 受給権者・被保険者比率

表3 年金制度収入源別割合

	保険料	運用益	国庫補助	その他
1975	53.94	3.00	42.41	0.65
1976	56.29	5.01	37.45	1.25
1977	53.82	4.68	40.06	1.43
1978	54.93	3.61	39.59	1.87
1979	56.45	2.82	39.51	1.23
1980	55.01	2.52	39.44	3.03

出所：SAFP, 1998a, p. 26.

II 民営基金方式への移行

1. 民営基金方式の年金制度

あらゆる面で破綻を来していた賦課方式の公的年金制度の改革は、1973年にピノチェト将軍が政権の座に就いた直後から検討され始めた。「シカゴ・ボーイズ」と称される市場メカニズム重視のエコノミスト達を中心となり作成した「煉瓦 (El Ladrillo)」と呼ばれる報告書は、80年に公布され、翌年からの年金民営化を定めた「法令3500号」の基礎となった (Ariztía, 1997)。

同法令で社会保障基準局 (INP) を設立すること

が定められ、これまで32あった年金組合を統合した。そして、これまでそれぞれの年金組合の受給開始時期は異なっていたが、これを男性65歳、女性60歳に改め、年金支払額が、過去10年間の平均所得の70%に達した場合に早期退職年金の支給を受けることができる、とした。支払った年金は民間の年金基金運営会社 (AFP: Administradoras de Fondos de Pensión) の個人別口座で管理・運用されるが、その選択は運用成績などを基にした各人の選択に任されている。

法令では、既に旧年金制度に加入している者は、新制度への移行は任意とし、新たに加入する者は強制的に新制度に入る、と定めた。雇用者は従業員が民間年金制度に加入を選択した場合には、年金積立金を賃金に18%上乘せて支払うこととなった。一方、従業員はこれまでの保険料がなくなる代わりに、賃金の10%の年金基金、3%の障害者保険、4%の健康保険の支払いが義務付けられた。

2. 移行の方法

新制度への移行は任意であったが、移行に対するインセンティブが与えられた。まず、旧制度の

下での支払いによって生じる年金の受給権が新制度に移っても保障されていた。また、移行により、これまで平均して年金保険料率が22.44%であったのが12.66%に下がったために、手取り給与が増加することも、移行のインセンティブとなった。

AFPは発足以来、年平均10.9%もの高い収益を上げており、老齢年金の受け取りは最終給与の55~70%となっている。また、遺族年金は、寡婦が約60%、遺児が約15%となっている。新制度の導入後、かつてみられたような不正は大幅に減少した。民間の基金方式の年金制度では、個人が払い込んだ額が基本的に受取額を決めるため、所得の過少申告といったことが起きないからである。

3. 移行期における財政負担

年金制度移行の引き金は、年金会計の悪化のために、財政負担が増加したことであるが、年金制度の賦課方式から積立方式への移行は、短期的には財政収支を悪化させる。まず、新制度へ移行した加入者からの保険料収入がなくなる一方で、旧制度へとどまる加入者に対しては政府補助を続けていかなければならないからである。また、

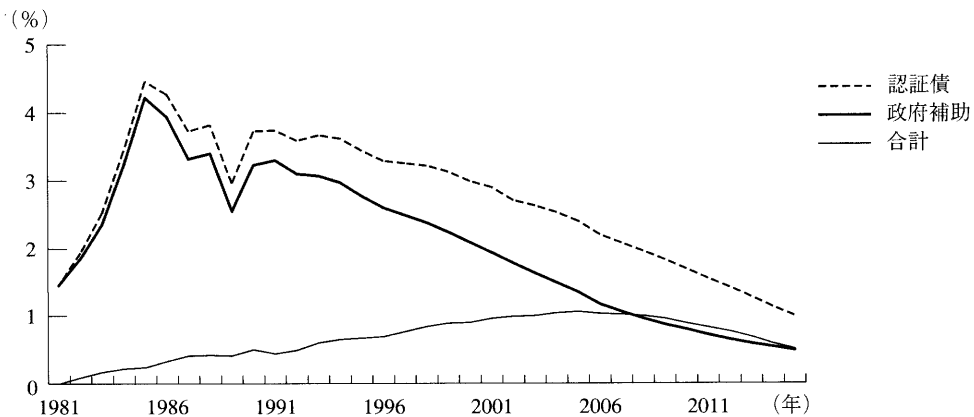
旧制度から新制度に移行した加入者に対しては、これまでの公的年金支払いに応じた年金受給権を、政府が保障したからである。

年金受給権は、政府が認証債 (Bono de Reconocimiento) を発行して保障された。受給条件は、1975年から80年の間に、旧年金制度に2カ月以上加入した者である。額面は

$$1978\text{年から}80\text{年の平均給与} \times 0.8 \times \frac{\text{勤労年数}}{35}$$

と決められ、年金受給権が発生後、年4%の利子が付く。

旧制度に加入する年金受給者に対する政府の直接補助と、認証債に対する給付を合わせた財政負担額は、1996年で1兆20億ペソ(24億ドル)に達する。81年のAFPの設立後、負担額はこれまで年率10.52%で増加している。図2には97年までの財政負担の額のGDP比が示してある。政府補助は旧制度の給付を受ける者がいなくなるまで支出されるが、新制度への移行者が増えれば自動的に減少する。政府補助は積立制導入後5年目でGDPの4.22%に達するが、その後次第に減少し、2015年の推計値⁴⁾では0.49%である。一方、認証債への



注：値は財政負担額のGDP比。1998年以降は推計値。
出所：SAFP, 1998a.

図2 財政負担の推移

支払いは移行後次第に増加してゆき、2005年に最高1%に達するが、その後減少に転じる。両支出を合わせた財政負担も、85年の4.46%を最高に減少に転じ、2015年には1%になる見込みである。

年金制度の積立方式への移行は、短期的には財政負担を増加させることは明らかである。最高でGDPの4%を超える財政負担のファイナンスは容易ではない。しかしながら、旧制度における国庫負担が3%であり、負担額は増加傾向にあったことを考えると、決して不可能ではない。積立方式への移行に伴う財政負担は、長期的にみると明らかに減少することから、長期的な財政の健全化の効果は無視できない。

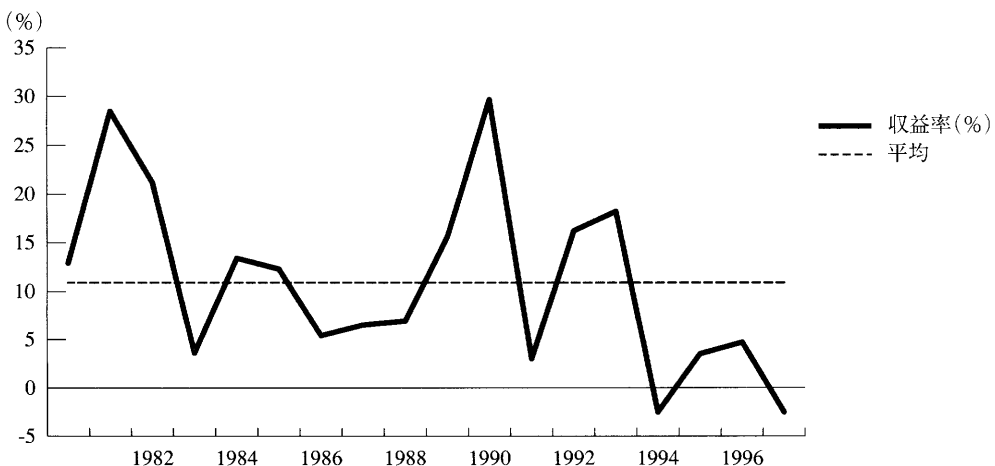
4. チリ年金制度改革の効果

前項では、主に財政面での効果をみたが、年金制度の効果はそれに限らない。年金基金は民間の年金基金運用会社(AFP)によって運用されるが、そのことにより国内資本市場育成につながる、という指摘がある⁵⁾。1995年メキシコのテキーラ・ショックで明らかになったことは、経済自由化の過程で金融市場に流動性の高い外国資本が流入し、

途上国の規模の小さい金融市場は不安定になりやすい、ということである。AFPによる年金資金運用は、資本市場に長期資本を大量に供給することになり、金融部門の脆弱性の緩和に役立つ。現在AFPは8社あるが⁶⁾、抵当債・社債の約60%、公債の40%はAFPが保有している。特に社債は、80年代半ばから年金基金の存在を前提として発行が急増してきたものであり、民間企業による低コストの直接金融の道をひらいた。また、80年以降盛んとなった国営企業の民営化の過程において、買い手としてのAFPの役割も大きい。

年金基金の収益率は1981年からの平均が10.9%と高い水準を達成している。特に、エマージング・マーケットがブームとなった1980年代後半から10%を大きく超えている。しかしながら、チリの金融市場も97年後半からのアジア危機の影響を受け、株を中心に金融資産の価格が低下し、98年1月から11月の基金全体の収益率もマイナス2.5%となっている(図3)。

また、年金基金化は民間貯蓄の増加を促し、資本蓄積を増加させる、という議論がある。賦課方式の年金では、保険料収入は、そのまま老齢世代



注：1998年の値は1月から11月までの収益率。
出所：SAFP, 1998b, El Mercurio 紙, 1998年12月11日。

図3 AFPの収益率

への年金給付として所得移転するために貯蓄とはならないが、基金方式では、年金積立は個人口座の貯蓄となるためである。しかし、前述の通り制度移行期には同時に新たな財政負担が生じるため、基金方式への移行が国民貯蓄を増加させるかどうかは、そのファイナンスの方法にもよる。Uttoff (1997) の指摘にある通り、年金積立金が新たに発行された公債を購入するために用いられれば、国民貯蓄を増加させることはない。

チリでは年金が導入された1981年に8.2%であった国民貯蓄率は次第に増加し、94年には25.4%に達している。そのうち、政府貯蓄は80年代後半から90年代前半にかけて約9%と変化がないが、民間貯蓄は同時期7.3%から15.2%に伸びている。民間貯蓄の増加は、個所所得、課税制度、金融市場の動向などによっても影響を受けるが、Haindl (1996)、Schmidt-Hebbel (1998) は、そのような要因を除いても、わずかながら、年金制度の移行が貯蓄率を増加させたという実証結果を得ている。

III 周辺国への波及と財源対策

1. 各国の年金制度改革

チリにおける年金改革の成功は、同様の問題を抱える周辺国に影響を与えている。ラテンアメリカの多くの国でも、1980年代の不安定なマクロ経済と財政危機のために年金制度が資産不足に陥り、また、高齢化の進行からそれまでの賦課制度の維持が困難になってきたからであった。

まず、1992年にペルーとアルゼンチンにおいて年金制度民営化法案が通過し、それぞれ93年、94年に実施に移された。続いてコロンビア(94年)、ウルグアイ(95年)、メキシコ(97年)、エルサルバドル(98年)で導入され、98年11月にはベネズエラでも民営化法案が可決した。

これらは、いずれもチリの民営化をモデルにし

ているが、いくつかの点で異なる。例えば、アルゼンチンでは、政府による退職前給与の25%に当たる一律年金給付があり、個人積立部分も最終所得の40%の最低保障がある。また、保険料率も、27%(被雇用者16%、雇用者11%)とチリの13%と比べてかなり高くなっている(SAFJP Argentina et al (1998))。

また、メキシコでは完全な移行ではなく、これまでの公的年金制度に追加して、賃金の2%の強制貯蓄による積立型年金を導入している。

2. 移行期の財源問題への対応

年金制度を賦課方式から積立方式に移行することで生じる年金会計の債務は、年金会計の潜在債務と考えることができる。将来の年金給付の総和の現在価値は年金会計の負債、将来保険料収入の総和の現在価値を資産と考え、その差は潜在的な債務と言えるが、年金制度の移行はこの潜在債務を顕在化させることにほかならない。CEPAL (1998) の計算によると⁷⁾、潜在債務が多いのはアルゼンチン、ウルグアイ、ブラジルでGDPの200%に達する(表4)。これを返済するには、将来40年にわたって国民所得の6%に及ぶ債務返済を続けていかなければならない。また、中程度であるのはキューバ、パナマ、コスタリカでGDPの150%から90%の債務であり、返済額はGDPの4.8%から2.8%である。そのほかの多くは、50%から20%であり、このカテゴリーに入るのはペルー、メキシコ、ベネズエラ、パラグアイ、コロンビア、ニカラグア、ボリビア、グアテマラ、ドミニカ共和国であり、これらも返済には総所得の0.7から1.4%必要である。

これだけ大きな違いが生まれた理由は、加入者の高齢化の差が大きいからである。高水準国はいずれも年金制度が早くから整備され、人口の高齢化も進んでいる。一方、低水準国は年金を導入してからの期間が短い。しかし、それだけではなく、給付条件も関係している。アルゼンチン、ウルグアイ

表4 年金会計潜在債務
(GDP比, %)

高水準国		低水準国	
アルゼンチン	305.4	ペルー	44.5
ウルグアイ	289.4	メキシコ	37.0
ブラジル	201.6	ベネズエラ	36.6
中水準国		パラグアイ	36.4
キューバ	151.4	コロンビア	34.8
パナマ	145.3	ニカラグア	32.9
チリ	131.0	ボリビア	30.9
コスタリカ	93.9	グアテマラ	25.5
		ドミニカ共和国	21.5

出所：CEPAL, 1998.

イといった国は、年金給付額が高かったことで知られている。

賦課方式の年金制度を、一時期に民営基金方式へ移行させるチリのモデルは、潜在債務がすぐに顕在化するため、財政コストは大きい。チリでは、移行に先立つ5年間、GDPの5%の政府貯蓄を蓄積し、これに備えている⁸⁾。現在、年金改革に取り組んでいる多くのラテンアメリカ諸国にとって、これは非常に困難であるため、移行の財政コストを小さくするさまざまな戦略がとられている。

(1) 将来債務引き下げ

この方式は年金給付の条件、あるいは給付を引き下げることで、将来の債務を引き下げる方法である。給付開始年齢の引き上げ、年間増加率の引き下げ、物価調整方法の変更などがこれに含まれる。この方法では、将来給付額が変わるために、政府の将来債務現在価値が引き下げられるが、債務超過が明白な場合には年金制度の移行と関係なく実施される。

(2) 混合型

賦課方式を一部残したまま、個人積立方式を導入し、将来債務の顕在化を部分的にする方法であ

る。賦課方式と個人積立方式の比率は、主に財政的要因によって決められている。所得分配の政策手段である賦課方式も維持できるため、アルゼンチン、コロンビア、ウルグアイなど最も多くの国で採用されている方法である。

この制度の利点は、(a) 年金債務の顕在化をある程度抑えられ、財政コストが低い (b) 賃金上昇率によって給付額が決まる賦課部分と金融資産の収益率で決まる積立部分があるので、リスク分散の点から有利である。

しかし、不利な点として、(a) 賦課部分の割合が政治的に決まるため、この部分の比率が引き上げられる可能性がある (b) 例えば金融資産の収益率が低下したときに、賦課部分からの移転によって穴埋めするといった圧力が働きやすい (c) 老齢化が進む限り賦課方式の見直しは続けざるを得ない、といった点がある。

(3) 移行インセンティブ

個人が任意で積立方式へ移行するためには、賦課方式年金の受給権を保障することが必要である。チリでは、過去の賃金に応じて認証債を発行したが、移行に対する適当なインセンティブがあればこれを引き下げても積立方式へ移行させることは可能である。

(4) 確定拠出型賦課方式

これは、会計的には賦課方式を継続する一方で、積立方式と同様、個人の拠出に応じて将来の年金の給付額を決める方法である。給付額は、個人の拠出金の収益率を実質賃金増加率で計算し、その年齢の集合の平均余命年数で割った額を年額とする。この制度は、現在イタリア、ラトビア、スウェーデンで導入されており、東欧諸国にも広まりつつある。

この方法の利点は、(a) 潜在債務を顕在化させることなく長期的な年金会計の均衡を図れる (b) 拠出額と給付額が直結しているために不払いが起

表5 移行財源問題への対応

	チリ (1981年)	アルゼンチン (1993年)	ペルー (1993年)
(1) 将来債務引き下げ	支給開始年齢の引き上げ (男性65歳, 女性60歳)	支給開始年齢の引き上げ (男性65歳, 女性60歳) 加入期間制限の引き上げ (30年)	早期退職制度の廃止 最低加入期間の設定 年金給付額上限設定
(2) 混合型		賦課方式と積立方式の2 本建て 賦課方式の部分は雇用 者・被雇用者の保険料と 税金	民営基金の導入とともに, 新たな賃金の1%の賦課 方式年金の設立
(3) 移行インセンティブ	社会保険料支払いの引き 下げ 最低給付額の保証	基金方式への移行者に対 しても, 国庫補助の継続	過去の保険料支払いは 価値修正付き無利子の債 券で補償

出所: CEPAL, 1998, pp. 204-205.

きにくい(c) 給付額の増加は拠出額の増加につながるため、給付を増やすという政治的圧力が働きにくい(d) 年金受給権の発生による早期退職が少なくなる(e) 平均寿命の変化による給付額の調整が自動的になされる、という点である。

3. ラテンアメリカ諸国の財源問題への対応

ラテンアメリカ諸国はチリ、ボリビア、メキシコを除いて2.の(2)の賦課方式と積立方式の混合型によって、財源問題に対処している。ペルーは、保険料率1%の賦課方式を新たに設立し、また、アルゼンチンでは賦課部分16%、積立部分が11%で、依然賦課部分の方が大きい(表5)。これは、所得分配への配慮という面もあるが、同時にいずれの国も財政改革の過程にあり、短期的に政府債務が増加するのを避ける必要があるからである。

これまでのところ、確定拠出型賦課方式を導入している国はないが、同方式の利点と、混合型の問題点を考慮すると、これから年金改革に取り組む国にとっては、有力な選択肢であろう。

おわりに

本稿では、1981年より公的年金制度の民営の基金方式移行を開始しているチリのケースを取り上げ、主に移行に伴う財源問題について検討した。

チリは、公的年金制度の導入が比較的早く、そのため加入者の高齢化の進行など、制度の問題が表面化するのも早かった。これに対処するために1981年に導入された、積立方式と民間年金基金運用会社による資金運用・管理を軸とした年金制度改革は、国内金融市場の発展、国内貯蓄の増加などへの効果とともに、課題となっていた長期的な年金財政不均衡を解消した。

チリの成功に触発されて、他のラテンアメリカ諸国でも年金制度の民営化の導入が検討され、あるいは既に導入されている。しかし、チリ型の賦課方式から積立方式への完全な移行は財政面での影響が大きく、世代間不平等の問題もあることから政治的にも導入が困難で、部分的な導入にとどまっている国が多い。

年金財政の長期的な潜在債務解消と、移行に伴う短期的な財政負担の軽減を両立させることは困難である。年金会計上は賦課方式をとりつつ、年金給付を拠出確定型にする、確定拠出型賦課方式は、ラテンアメリカにおいても十分検討する価値がある。

注

- 1) クレインとサックスによるミッション・レポート(Klein & Sacks, 1958), およびアレサンドリ政権時(1958～1964)のチリ社会保障調査委員会レポート(Prat, 1956)といった報告がなされた。これらが、年金基金民営化法の基礎となる。
- 2) SSS, EMPART, CANAEMPUで全加入者の94%を占める。なお、これら以外にも小規模の基金が数多く存在し、79年には32に達していた。Klein & Sacks(1958)では、小規模の基金が多いことが効率性の低下の一因である、との指摘がある。
- 3) 実際には、退職5年前以前の給与は安く申請して年金保険料支払いを抑え、退職前5年間は給与を水増しする、ということが慣行となっていた。
- 4) 推計の前提としてGDP成長率を5%としている。
- 5) 例えば、IMF(1995)は金融資産の資産全体に占める割合の増加、および金融資産価格の上昇に寄与した、としている。
- 6) 当初13あったAFPは合併が相次いでおり、1998年12月9日にも加入者数で最大のProvidaが第6位のProtecciónを合併し、AFP資産額全体の32%を占める大AFPが誕生した。
- 7) 1990年時点。計算の前提として、労働力人口を一定とし、不正のない状況を想定している。

- 8) Holzmann(1996)では、チリの年金改革の成功は、金融市場の発展と、移行期の財政引き締め効果が大きいことを実証している。

参考文献

- Aritzía, Juan, ed. 1997. *AFP: las tres letras que revolucionan América*. Santiago: CIEDESS.
- CEPAL. 1998. *El pacto fiscal*. Santiago.
- Cheyre, Hernán V. 1991. *La previsión en Chile ayer y hoy*, Segunda Edición. Santiago: Centro de Estudios Públicos.
- Klein & Sacks. 1958. *El sistema de previsión social chileno*. Editorial Universitaria.
- Haindl, Eric R. 1996. *Chilean Pension Fund Reform and its Impact on Saving*, mimeo. CEPAL.
- Holzmann, Robert. 1996. *Fiscal Issue of Shifting from Unfunded to Funded Pension*, mimeo. CEPAL.
- IMF. 1995. *World Economic Outlook*. Washington, D.C.: IMF.
- Prat, Jorge E. y Otros. 1965. *Informe sobre la reforma de la seguridad social chilena*. Editorial Jurídica de Chile.
- SAFJP Argentina, SAFP Chile & SAFP Perú. 1996. *Reformas a los sistemas de pensiones: Argentina, Chile, Perú*. Santiago.
- SAFP. 1998a. *El sistema chileno de pensión*, Cuarta edición. Santiago: SAFP.
- SAFP. 1998b. *Evolución del sistema chileno de pensiones*, No. 3, (1981-1997). Santiago: SAFP.
- Schmidt-Hebbel, Klaus. 1988. *Does Pension Reform Really Spur Productivity, Saving, and Growth?* Documento de Trabajo 33, Banco Central de Chile.
- Uthoff, Andras. 1997. *Reformas a los sistemas de pensiones, mercado de capitales y ahorro*. Revista de la CEPAL, No. 63.
- (きたの・こういち
CEPAL 経済開発部・アジア経済研究所海外派遣員)